

令和4年度

千曲市定期監査報告書

令和4年12月26日

千曲市監査委員

令和4年度 千曲市定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の実施

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの一般会計、特別会計、公営企業会計、千曲市の行政委員会を含む全部局（以下、「全部局」という。）に対し、地方自治法第199条第1項（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理）及び地方自治法第199条第2項（事務の執行）の規定による監査を実施した。

2 監査の対象

- (1) 全部局から抽出した部課等の出勤簿、休暇欠勤整理簿、旅行命令簿、超過勤務命令簿、特殊勤務整理簿及び週休日等の振替整理簿（以下、「帳簿」という。）の事務の処理
- (2) 施政方針に基づく事業進捗状況、新規事業進捗状況、その他主要事業進捗状況、補助金等交付状況、事業執行状況、工事請負費執行状況、随意契約状況、土地賃借料状況、個別聴取事項

3 監査の実施日

令和4年11月7日から令和4年11月25日まで

4 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、上記2の(2)に掲げる事項等について、提出資料等に基づき、関係職員から説明を聴取する方法で監査を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、一般会計、特別会計及び公営企業会計の財務に関する事務及び経営に係る事業は、関係法令、千曲市財務規則等に準拠し、概ね適正に執行又は管理されているものと認められた。

抽出により事前に提出を求め監査を行った帳簿の記帳並びに整理状況については、一部に未記入、押印漏れ等の不備が見受けられ、是正を求めた。

第3 監査委員の意見

【共通事項】

1. 土地賃借料の公平性

一般的に土地の賃借料は、その地域周辺の相場や実勢価格によることが多いですが、市では賃借料を算定するに当たり、多くの課において「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第9条別表に掲げる市が土地を貸付ける場合の使用料の規定を準用していました。

その規定によると、「固定資産税評価額の6%」が土地の賃借料の一つの指標となっていますが、監査の中では、その指標に基づいていない賃借料での契約や当時の賃借料のまま見直しや更新がなされず、地価が下落している現在でも20年以上前の高額な賃借料を支払い続けている契約も散見されました。

固定資産税評価額の6%は賃借料の一つの目安にすぎませんが、部署によって賃借料の算定方法や契約期間、更新時の事務処理が曖昧で、地主との契約更新交渉もまとまらないケースも見受けられました。

したがって、上述の課題に関して以下のとおり監査委員より提案し、今後の改善を求めます。

(1) ガイドラインの作成

那須烏山市で作成しているような「財産（建物・土地）の借り受けに関するガイドライン」を作成することで、どの部署でも同じ事務処理ができます。また全庁的に内規を定めておくことで担当者の契約更新時の交渉や事務も前例踏襲にならず、労力や負担軽減も期待できます。

(2) 契約交渉の専門的部署の設置

個別の契約を調査すると、固定資産税評価額の6%に対して過大な賃借料を支払っている案件が散見されました。詳細は個別事項で後述しますが、担当部署に是正を求めても地主の主張もあり、通常業務をしながら数年に1度の慣れない交渉をしていくことが困難な部署もあるようです。

また、半永久的に使用する用途にもかかわらず用地を借りている場合、用地を買収したほうが長期的に見て安く済むような案件もありました。

担当部署での対応はノウハウのある人材も限られることから、交渉が難航する場合は弁護士や不動産取引業者等の専門家へ相談する方法も考

えられます。こうした案件をまとめて処理する専門的部署を一時的でも設置したほうが各部署で対応するより効率的と思われます。

(3) 土地借り受け契約の見直しと再検討

最後に、交渉の末に地主と交渉が難航する場合もあると思いますが、そもそも使用している施設が本当にその場所に必要か、移転または廃止して土地を返却できないかを検討してください。市民の便益を考えれば必要と思われても、土地の賃借料も市民の税金だという意識を持って、割高な賃料を払ってまで真に必要な施設か、合理的かつ長期的な視点で判断してください。

以上、関係部署及び行政マネジメント室を中心に早急に案件を見直し、改善できるよう進めてください。

2. 補助金等の制度改革

令和3年度決算審査に引き続き、補助金等の実績や効果、終期の設定等を重点に調査を行いました。その結果、決算審査から見直し、改善に着手している部署もある一方、多くの課では前回監査から変わらない状況でした。俯瞰的に監査する中で現行の補助金制度には以下の課題があると考えます。

- ① 一度創設されると、長期にわたり存続し、制度内容も時代に即して見直しや変更がなされない。
- ② 毎年度、交付先が限定され、特定の対象者に固定化されている。
- ③ 種類が多様化、広範囲にわたり、市民に周知されづらい。また条件が複雑で利用されにくい。
- ④ 交付を受けた団体の運営や事業が補助金に依存しがちで、むしろ自立に向けたサポート体制が必要。
- ⑤ 交付後の実績や効果の確認と分析が甘く、補助金制度の有効性がどのくらいあるのか分かりづらい。

必要な補助金制度も多数あることは理解できますが、時代と共に市民ニーズが変化する中で、今後も新たな補助金制度が創設されていくと思われます。

一方で、それらに対応する市の人員・財源にも限りがあります。既存の補助金制度に対する行政改革が必要だと思います。

- ・ 現在の市民のニーズに対応した制度の趣旨、内容に修正すること。
- ・ 効果の確認、終期の設定をするために補助金制度の計画や目標を数値等で具体的に定めること。

を念頭に、引き続き既存の補助事業の減額・廃止を含めた見直しを徹底してください。

補助金制度については各部署でも見直しへの取り組みに温度差がありますので、庁内で一定の基準かつ定期的に各制度を評価する仕組みが必要と思われます。

【個別事項】

1. 土地賃借料の是正 [対象課は下表のとおり]

共通事項1(2)のとおり、土地の賃借料について固定資産税評価額の6%という指標と比較した時に年間10万円以上高額な金額(※複数件ある契約は合算した金額)で借り上げている案件は以下のとおりでした。

	所管課	利用施設
1	総務課	市民ギャラリー
2	生活安全課	屋代高校前駅駐車場
3	生活安全課	健康プラザ駐車場
4	こども未来課	屋代児童センター駐車場
5	観光課	上山田中央駐車場
6	観光課	水と緑と潤いのある公園
7	都市計画課	戸倉宿キティパーク
8	文化課	稲荷山宿・蔵し館
9	スポーツ振興課	上山田農業者トレーニングセンター
10	スポーツ振興課	萬葉の里スポーツエリア管理棟

これらの借り上げ契約について、特段に配慮すべき事情がなければ共通事項1で述べたとおり改善に努めてください。

2. 最少の経費で最大の効果を [秘書広報課・情報政策課・産業振興課]

コロナ禍が依然として続く中、所管課においてもウィズコロナやアフターコロナに対応した施策、行政手続きのデジタル化・オンライン化やRPAツール導入による業務の効率化をはじめ、行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)に向けた動きが進みつつあることが分かりました。

今後も行政事務は効率性・合理性・経済性に重きを置きながら進めてください。特に「がんばろう千曲!最大20%戻ってくるキャンペーン」や「デジタルクーポン発行支援」のようなデジタルを利用した地域経済消費喚起事業、YouTubeを活用したシティプロモーション事業については、最少の事務経費により大きな事業効果が得られた事例として評価します。

3. 日本遺産推進への取り組み

[総務課・秘書広報課・日本遺産推進室・産業振興課・農林課・観光課・ふるさと振興課・建設課・教育総務課・生涯学習課・文化課・歴史文化財センター]

日本遺産推進室は、日本遺産「月の都 千曲」を地域活性化のツールとして積極的に推進するため“部局横断的な司令塔”としての役割を担うため、令和3年度に新設されました。

令和2年度からこれまで日本遺産推進事業として合計22事業を実施または実施中で、少ない人員配置でこれらの事業を実施してきたことは評価いたします。

しかしながら部署の設置以降、日本遺産に関する事業がこの部署に集中してしまい、“部局横断的な司令塔”としての本来の役割を果たしていない状況が見受けられます。日本遺産「月の都 千曲」は、日本遺産推進室だけではなく、千曲市が一丸となって意識し、関係課でそれぞれ取り組みに関わっていかなければ、シティプロモーションにはつながりません。

今年度をもって国からの補助金交付は終了しますが、今後も日本遺産という魅力的なブランドを市内外を問わず、多くの方に認知されることが千曲市にとって大事だと思いますので、今後は一つ一つの事業の所管を見直し、日本遺産推進室はそれら事業の進捗管理や関係課相互の情報共有、また県内日本遺産認定自治体との連携、各種団体や様々なイベントにおいて「月の都 千曲」をPRし、広く認知してもらうことが望まれます。改めて本来の司令塔としての役割が果たせるよう尽力してください。

関係課は、所管事業の中においても日本遺産を推進するよう日本遺産推進室と連携しながら、縦割り行政にならないように事業実施していただきたいと思います。

4. 学校給食センターのあり方について

[総務課・財政課・行政マネジメント室・学校給食センター]

令和3年度定期監査で給食センターのアレルギー食の対応について意見を申し上げました。現在の給食センターの状況を確認したところ、リスクマネジメントの観点から対応品目を限定するための検討を重ねられ、ルール自体の見直しを図ることが必要とし「学校給食における食物アレルギー対応基本方針」の改定作業に取り組み中とのことでした。

関連して児童・生徒の食に関し、万が一のミスも起きてはならない部署であるにもかかわらず、特に責任の重いアレルギー対応について正規職員の配置がなされていない状況です。事故発生リスクも大きいため改善の必要があります。

調理部門の恒常的な人員不足の解消、業務の効率化を図るため、ノウハウのある事業者へ調理配送部門を委託する等の対策も含め、学校給食センターの運営について検討を進めてください。また、千曲市公共施設再編計画に沿って老朽化する第2学校給食センターと第1学校給食センターの統合についても遅滞なく進める必要があります。